主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人神谷咸吉郎、同土屋勝子の上告趣意のうち、憲法三八条二項違反をいう点は、原審で主張および判断を経ておらず(記録に徴しても所論供述の任意性を疑うべき証跡は存しない。)、判例違反をいう点は、判例の具体的摘示を欠き、その余は、事実誤認、量刑不当、再審事由の主張であり、被告人Bの弁護人山本忠義、同酒井亨、同曾田多賀の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、判例の具体的摘示を欠き、その余は事実誤認の主張であり、被告人Cの弁護人尾後貫荘太郎、同岩田春之助、同岩田広一、同熊木正の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反(記録に徴しても所論供述の任意性を疑うべき証跡は存しない。)の主張であつて、以上いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四八年四月五日

最高裁判所第一小法廷

夫		康	上	岸	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官